

清須市特別職の職務内容

1 職務内容の概要

(順不同・敬称略・令和8年9月1日現在)

	執行機関			市議会【定員：21名】			
	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員	
氏 名 等	永田 純夫（3期目） 	岩田 喜一（1期目） 	天竺 幸治（2期目） 	小崎 進一 	浅妻 奈々子 	写真：清須市議会議事堂 本会議場 	
選 任 方 法	直接選挙	市長が任命（市議会の同意）	市長が任命（市議会の同意）	市議会議員の中から選挙	市議会議員の中から選挙	直接選挙	
任 期	4 年	4 年	3 年	－	－	4 年	
定 員	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	19 名	
勤 務	常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤	非常勤	
主 な 職 務 （法的規定）	● 地方公共団体の統轄・代表 ● 議会への議案提出 ● 予算の調製、執行 ● 地方税の賦課徴収等 ● 決算を議会の認定に付す ● 会計の監督 ● 財産の取得・管理・処分 ● 公共施設の設置・管理・廃止 ● 証書・公文書の保管 ● 上記以外で、地方公共団体の事務の執行 【参考】市長の活動報告  ◀ 市ホームページ	● 市長に事故がある時、又は市長が欠ける時の職務代理 ● 市長の補佐 ● 補助機関（市職員）の監督 ● 市長の権限に属する一部の事務を委任する場合の代理者（地方自治法第 153 条）	● 市の教育委員会を代表するとともに、事務局を指揮監督 ● 所掌する行政分野の範囲 ① 学校教育 ▶ 学校運営等 ② 社会教育 ▶ 文化・スポーツ振興等	● 議場の秩序を保持し、議事を整理 ● 議会の事務を統轄・代表	● 議長に事故がある時、又は欠ける時の職務代理	● 住民全体の代表として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して市としての意思を形成	
			教育委員会とは	市議会とは			
			・首長から独立して教育行政を担うため、都道府県・市町村ごとに設置される行政機関 ・政治的中立性を保ち、一貫した方針の元、継続的かつ安定的に教育行政を実施 ・住民代表である教育委員が専門的な行政官や教員等で構成される事務局を監督する仕組み （レイマンコントロール） 【出典】文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm	- 次に掲げる事件の議決機関（地方自治法第 96 条） ① 条例の制定改廃 ② 予算 ③ 決算認定 ④ 法律・政令に基づくもの以外の地方税の賦課徴収等 ⑤ 条例で定める契約の締結（政令で定める基準の範囲で） ⑥ 公共財産の交換・出資を目的とし、もしくは支払い手段として、適正な対価なく譲渡又は貸し付けること ⑦ 不動産の信託 ⑧ ⑥⑦の他、条例で定める財産の取得・処分（政令で定める基準の範囲で） ⑨ 負担付きの寄附・贈与 ⑩ 権利の放棄（法律等の定めがある場合を除く） ⑪ 条例で定める重要な公共施設について、長期かつ独占的な利用をさせること ⑫ 地方公共団体が当事者となる審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起に係る訴訟・和解・斡旋・調停・仲裁等 ⑬ 法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めること ⑭ 地方公共団体の区域内の公共的団体等による活動の総合調整 ⑮ その他、法律等に基づき、議会の権限に属する事項			
地方自治法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		地方自治法				

2 市議会の活動概要

■ 会派・所属委員会別 議員氏名（令和8年9月1日現在） （順不同・敬称略）

◎：委員会委員長 ○：同副委員長		常任委員会			特別委員会				一部事務組合		その他	
		総務常任委員会	福祉常任委員会	建設文教常任委員会	議会改革推進等調査特別委員会	議会広報特別委員会	特定構造物改築対策特別委員会	駅周辺開発推進対策特別委員会	西春日井広域事務組合議会	五条広域事務組合議会	都市計画審議会	
審査対象の 部局・施策		・ 企画部 ・ 総務部 ・ 会計管理者 ・ 監査委員事務局 ・ 議会事務局	・ 市民環境部 ・ 健康福祉部	・ 建設部 ・ 教育委員会 事務局教育部	議会活性化等	清須市議会だよりの発行	・ 庄内川の特定構造物改築事業 ・ 周辺の地域整備計画	次の駅周辺開発 ・ J R 枇杷島駅 ・ 名鉄新清洲駅 ・ 名鉄須ヶ口駅 ・ 関係団体等の協議会運営	・ 清須市・北名古屋市・豊山町で構成 ・ 消防業務を担当する行政組織	・ 清須市・あま市で構成 ・ 衛生業務（し尿ごみ処理、火葬場）を担当する行政組織	都市計画に関すること	
計	21名	7名	7名	7名	8名	6名	8名	8名	4名	7名	2名	
会派名	清政会	10名	山内 徳彦 ◎ 小崎 進一 伊藤 嘉起 佐藤 智史	野々部 享 ○ 成田 義之 富田 雄二	松岡 繁知 浅妻 奈々子 加藤 亮典	山内 徳彦 ○ 成田 義之 浅妻 奈々子 加藤 亮典	佐藤 智史 加藤 亮典	伊藤 嘉起 ◎ 野々部 享	富田 雄二 松岡 繁知 佐藤 智史 加藤 亮典	小崎 進一 山内 徳彦	小崎 進一 成田 義之 野々部 享 松岡 繁知 浅妻 奈々子	伊藤 嘉起
	公明党	2名	－	土本 千亜紀 ◎	飛永 勝次	飛永 勝次	－	土本 千亜紀	飛永 勝次 ◎	－	土本 千亜紀	－
	市清クラブ	2名	浅井 泰三	林 誠	－	－	林 誠	浅井 泰三 ○ 林 誠		－	浅井 泰三	－
	清須同盟	2名	－	高橋 哲生	大塚 祥之 ◎	高橋 哲生	大塚 祥之 ○	高橋 哲生	大塚 祥之	－	－	－
無所属		5名	加藤 光則 ○ 天野 武藏	齊藤 沙綾香	伊藤 奈美 ○ 石黒 正	伊藤 奈美 ◎ 天野 武藏	齊藤 沙綾香◎ 石黒 正	伊藤 奈美 石黒 正	天野 武藏 ○ 加藤 光則	天野 武藏 加藤 光則	－	齊藤 沙綾香

※ 原則として、各委員会の担当議員は毎年度変更している。年に4回の定例会（6月・9月・12月・3月）に合わせて開催され、本会議の附託を受けて所掌する施策分野の審議を行う。

※ 一部事務組合とは、複数の自治体が特定の業務を共同で処理するための組織。清須市は消防業務と衛生業務の一部で、上記のとおり近隣自治体と一部事務組合を構成している。

■ 一般質問の回数

一般質問とは、個別の行政課題等について、市議会議員が市当局へ市政の現状や方針等に関する質疑を行うことをいう。施策分野ごとに分担する委員会とは異なり、分野は問わない。

※質問数は小項目 単位で、事前通 告ベースの件数	令和7年度					令和6年度					令和5年度				
	6月 定例会	9月 定例会	12月 定例会	3月 定例会	計	6月 定例会	9月 定例会	12月 定例会	3月 定例会	計	6月 定例会	9月 定例会	12月 定例会	3月 定例会	計
質問数（件）	71	86	72	70	299	75	63	64	44	246	59	75	81	73	288
質問者数（人）	13	14	11	11	49	12	10	12	10	44	12	13	13	13	51

※ 上記以外にも、臨時会（本会議）、議会運営委員会、全員協議会等の開催、請願・陳情、市外への視察等を行っているが、本資料では記載を省略した。

